

# 亀ヶ森地区コミュニティ会議規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は亀ヶ森地区コミュニティ会議(以下「コミュニティ会議という。')と称し、事務所を亀ヶ森振興センター内に置く。

(目的)

第2条 この会は、早池峰の風かおる豊かな自然と文化を大切に、地区住民間の相互信頼を育て、健康で明るい豊かなまちづくりを目途に、住民参加のもと実施計画をたて、その円滑な推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コミュニティ整備計画の立案、策定及びその実施推進に関すること。
- (2) 地区の環境整備並びに発展に関すること。
- (3) 地区住民の生活を向上させる事業に関すること。
- (4) その他、この会の目的達成に必要な事業に関すること。

(構成及び運営)

第4条 この会は、亀ヶ森地区の各行政区で構成し運営する。

2 構成区域は、亀ヶ森第1行政区、亀ヶ森第2行政区、亀ヶ森第3行政区、亀ヶ森第4行政区の4地区とする。

(機関)

第5条 この会に次の機関を置く。

- (1) 総会
  - (2) 役員会
- 2 総会は各行政区から選出された2名及び亀ヶ森地区内で活動する各種団体の1名の代議員で構成し、この会の重要事項について審議する。
- 3 毎年定期総会を会長が招集し開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 4 総会の議長は、その都度代議員の中から選出する。
- 5 総会は、代議員の過半数をもって成立する。
- 6 総会の議決は出席代議員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する。
- 7 役員会は、この会の執行機関とし、会長が招集し開催する。役員会は、監事を除く役員3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の2分の1以上の同意を得て決める。

(総会の附議事項)

第6条 次の事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 事業計画、予算並びに決算に関する事項
  - (2) 規約の制定並びに改廃に関する事項
  - (3) 役員を選任に関する事項
  - (4) その他必要とする事項
- 2 規約の制定並びに改廃については、出席代議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(代議員の任期)

第7条 代議員の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

2 補欠により就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員及び顧問)

第8条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 12名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 2名

2 会長、副会長及び事務局長は、幹事の互選とする。

3 幹事は各行政区より行政区長を含む3名選出し、任期は2年とする。

4 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、代議員と兼任できない。

6 監事は、総会において代議員より選任する。

7 役員会の推薦により、顧問を若干名置くことができる。

(役員の職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

(1) 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、会長の職務を代行する。

(3) 幹事は各行政区の推薦により選任され、この会を業務する。

(4) 事務局長は、この会から委任された業務を統括する。

(5) 役員は、会長、副会長、幹事及び事務局長で構成し、この会から委任された業務について、協議し執行する。

(6) 監事は、この会の会計及び業務の監査を行う。

(7) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(事務局書記)

第10条 事務局の業務を補佐するため、必要に応じ書記を置くことができる。

2 書記は、幹事会の同意を得て、会長が任命する。

(部会の設置)

第11条 この会の活動を円滑に行うために、運営委員会を選任し、幹事とともに、4部門の部会を構成する。

(1) 運営委員は、各行政区及び亀ヶ森地区内各種団体の推薦により、会長が委嘱する。

(2) 部会は、総務、体育、文教厚生及び美化推進の4部会とし、委任された事項について活動を行う。

(3) 部会には、部会長1名、副部会長若干名及び書記1名を置く。

(4) 部会長には幹事があたり副部会長並びに書記は部会で互選し任期は2年とする。

補欠により就任した部会長、副部会長並びに書記の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再選は妨げない。

(5) 部会長は、所属部会を代表し、部会を統括する。

- (6) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (7) 書記は、部会の庶務を担当する。

(会 計)

第12条 この会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 市の交付金
- (2) その他の収入

2 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終える。

(補 則)

第13条 この会の運営上必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

2 コミュニティ会議幹事は会長の判断で常時必要に応じて推薦することができる。

附 則

1 この規約は、平成19年4月24日から施行する。

2 第8条の規定に関らず、平成19年度の役員の任期は平成20年3月31日までとする。